

大東亞建設民族人口資料四四

昭和十七年五月一日

邦人海外發展史略說

(第四分冊)

厚生省 人口問題研究所

B50.41
90
1-44

M93A05
J4

第一分冊

目次

はしがき

序説

一 明治以前に於ける邦人の海外発展

日本の對外膨脹線

八幡船の朝鮮、支那沿海に於ける活動

八幡船の南方飛進

豊後秀吉の禁寇

豊後閣の雄圖

朱印船の南方進出

南洋日本町

西次人の植民地經營と日本人

寛永鎖國令

第一分冊
一頁

一
一
一
九
六
一〇
一一
一三
一八
二二
二四

南洋經營潰滅の原因

二五

二 近代邦人海外發展史總論

二九

時代別大觀

二九

移民政策の變遷

三五

移民渡航者數

四一

渡航地別移民渡航者數

四八

移民歸國者數

五五

移民渡航者年令別及男女別

五七

初渡航及再渡航別移民渡航者數

五九

移民渡航者職業別

六〇

在外本邦内地人數

六三

在外邦人の内地送金

六九

近代邦人海外發展史名義

緒言

第一章 布哇移民時代

第一節 布哇移民

期必勞類の三移民団

移民の想

第一回布哇移民の瀝米

布哇の勞力不足

官約布哇移民の開始

日本郵船会社の官約移民輸送

官營より民營へ

移民會社の嚆矢

移民會社續發

移民保護法

第三分冊

第一分冊正誤表

布哇契約移民の禁止	三四
自由移民の獲航	三五
布哇の外國移民	三五
我が移民史と布哇の地位	三六
在布哇人の地位	三六
第二章 濠洲及びニューカレドニア移民	三二
濠洲移民の沿革	三二
在濠邦人の近狀	三七
ニューカレドニア移民の沿革及び近狀	四〇

第二章 北米移民時代

第一節 米國移民

明治二十年頃迄の狀態

明治二十二年以降の狀態

邦人移民と鐵道労働

日米紳士協約の締結

米國雜日史大要

在米邦人の狀況

第二節 加奈陀移民

明治三十年前後の加奈陀移民

日露戦争後の狀態

最近に於ける狀況

我が移民潮流南転す

第三章 南米移民時代

第三分冊 一頁

二

七

六

五

四

四

三

六

五

四

一

一

一

一

緒言

第一節 メキシコ移民

明治四十年前後のメキシコ移民熱

獲本租民地

明治三十六年以後の状況

第二節 秘露移民

南米移民の嚆矢、第一回秘露移民

第二回以後の森岡坂秘露移民

本邦南米航路の創始

秘露移民社の諸移民会社

在秘邦人状況

秘露拓植組合の設立

第三節 ブラジル移民

我が移民潮流の南転

日伯通商條約の締結	四四
最初の日伯移民契約	四四
條約締結後の移民輸送計畫	四五
水野龍氏の渡伯	四五
第一回日本移民誘入契約の成立	四六
第一回移民の渡航	四八
竹村植民商館による第二回移民の輸送	四八
第三回移民	四九
大正三年迄の輸送状況	四九
日本移民に対する州補助金中止	五一
ブラジル移民組合結成	五一
復活第一次の移民	五二
海外興業会社の創立	五三
海外興業会社創設に関する政府覚書	五四

海外興業創立前の移民取扱業者移民取扱数	五六
海外興業創立以来取扱移民数	五九
移民輸送船	六三
聖州勸球園労働	六六
企業移民	六八
聖州と外國移民	六九
第一次世界大戰前迄の外國移民	七〇
第一次大戰後の移民	七一
聖州補助移民政策廢止	七二
日本移民の進出	七二
入府日本移民数	七四
一九三〇年の入移民制限令	七九
邦人移民帯給状況	八〇
日本移民制限	八三

伯國探日問題の経過

八三

概要

最初の抑圧

八五

補助金下附不承認問題

八五

日本移民問題の政治的解決

八六

一九三〇年の入移民制限令

八九

憲法制定議會

九〇

政府案

九一

アフシリア移民問題

九二

修正案の提出

九二

議會に於ける審議

九六

移民制限実施

九九

現在在伯邦人数其他

一〇一

第四節

アルゼンチン移民

一〇七

第四分冊

第五節 コロンビア移民

第六節 パラグアイ移民

第四章 南洋移民

第四分冊

緒言

第一節 比 律 賓

明治三十五年以前の狀態

ベンゲット道路工事

道路工事完成後の移民分散

邦人のタバオ開拓

邦人に対する圧迫

在比邦人狀態

第二節 英 領 馬 米

第三節 英領北ボルネオ及サラワク

三五

第四節 蘭領東印度

三六

第五章 滿洲 開拓民

四三

第一節 滿洲事変前の状態

四三

第二節 滿洲事変後の開拓民

四八

主要参考書目

五三

第四章 南洋移民

緒言

明治期以降を第二期の國民海外發展時代とすれば、足利末期から徳川初期にかけての第一期海外發展時代に於て活躍した我が八幡船、御朱印船の舞台は、主として南支那から外南洋方面であつた。西國の諸大名並に紳商は、競うてこの方面に所謂南蛮貿易の手を擴げてゐた。寛永鎖國の實施に至る迄、外南洋方面に於ける邦人の活躍は頗る顯著なものがあつた。ことは既に述べた通りである。マラッカ海峡以東、暹羅、カンボヂヤ、安南、ルソン、ボルネオ、爪哇等を通商区域とし、當時この方面の重要港市には、殆ど例外なく邦人が居出し、マニラ、ツौरアン、フェフオ、ピニヤル、ポンペン、アユチヤの六都市には日本人町さへ出来て馬り、マニラだけでも元和の頃には三千人を算へてゐた。彼等在留邦人は、恰も現代の華僑の如く、直接母國の政治的、軍事的勢力を背景とするこ

とが出来なかつたが、よく商業、貿易に進出した。スペイン、ポルトガル、オランダ等の強固な武力を背景とする商業資本と競争する爲めには、日本、人町は自ら武装して、時に彼等に應戦して、その權益の擁護に努め、秋田、弥兵衛の如き快男子も出たし、山田長政の如く一封侯にまでなつたものもあつた。然るに徳川二百十五年の鎖國は、遂に外南洋を白人の蹀躞に任せるに至り、邦人の海外發展をして全然明治以降に再出發するを餘儀なくせしめた。明治以降に於ても日本の進出機會は決して尠くなかつたのであるが、當時の我が國力は之が爲め未だ充分とは言ひ得なかつた。卓越せる海外發展の先駆者榎本武揚子爵の如きは、明治九年頃小笠原島の島繞り我が西南膨脹線上にある當時スペイン領のマリアナ群島及びカロリン群島を買収し、尚進んでニューギニアに植民地を設定せんことを建言してゐる。独乙のマーシャル群島占領、英、独、蘭三國がニューギニアを分割したのが明治十九年であり、独乙がマリアナ、カロリン、パラオの三諸島を買収し、米國が布哇及び比律賓、グアム等を併合した

のが明治三十二年のことであつた。

明治時代に入り最初に南洋に発展したものは九州地方の娘子軍であつた。彼女等は明治四、五年以来邦人の先駆として外南洋一帯は勿論のこと、遠くはマダガスカル、南阿までも進出したが、その中心は新嘉坡であつた。明治二十年代の後半頃新嘉坡には約一千人の邦人がゐたが、内九百人が女子であり、その殆ど全部が所謂娘子軍であつたといふ。同地駐在の山崎領事が大正九年十月を期し、管下各地の娘子軍追放を實行するに至つて、彼女等の活動は終熄した。南洋地方の初期の邦人は大体この娘子軍に附随して發展したともいはれるのであつて、彼女等の職業は決して賞むべきものではないが、その進取的行動には敬服に値するものが多い。

日清戦争頃から軒昂たる國民的意気に燃ゆる先覺者の南方渡航が開始されたが、苦心經營の末、不幸にも挫折するものもあつた。

明治二十八年農業移民を率ゐて暹羅に渡つた岩本千綱、宮崎稻天の如きはそれであつた。同年には辻謙之助がニューギニアで土地交渉をして居り、翌二十九年には石原啓之助が同志と英領馬來に入植し、大川清は澳夫を伴つて新嘉坡に渡つてゐる。明治三十一年比律賓が米國の領有するところとなり、次いでマニラかうその北方の避暑地バギオに通ずるベンゲット道路の土木工事が興さるゝや、約三千の邦人労働移民が誘入された。然し明治三十八年前記道路工事の完了と、その既往移民のマニラ麻栽培業者其他への分散轉化は、日本の南洋に対する大量の労働移民の終止符ともなつてゐる。ベンゲット工事移民の中、明治三十七年秋、太田恭三郎氏に率ゐられてダバオに入植した同胞百八十餘名こそは、同地に現在の繁栄を招来した先驅者であつた。明治三十九年には高月一郎が佛領印度支那に渡つて農業を試みて居り、翌四十年には堤林教衛が青年十六名を率ゐ、瓜哇に渡り、刻苦勲勉克く後年同島に百貨店網を張る備ををつくつた。同四十三年には依岡省三が幾多の困難を排してサラワ

國に於て土地を租借し、今日の日沙商會の礎を築いた。
要するに日露戦争以前に於ける邦人の南方進出は極めて微々たるもの
あり、僅かに俄子軍の活躍のみが誇大に注目され、また程度に過ぎな
った。

日露戦争後に於ける邦人の南洋移民の特徴をなすものは、賣業者を
中心とした商業移民であり、その対象は蘭領東印度に集中してゐる。國
より労働移民として全然絶えた譯でなく、比律賓のマニラ麻栽培事業は追
加的労働力を要求し、その後相當量の移民が流れた。又佛領ニココ
レドニアに対するニリケル嶺山労働者は大正八年迄に三千人の移民を送
出した。濠洲も明治三十五年に甘蔗栽培の移民を禁止したが、眞珠貝採
取の漁業移民は繼續して行かれた。

第一次歐洲大戰の勃發は、我が南洋移民史に於て新たな段階を劃し
た。即ち、その代表的な蘭印に就いて見れば、従来の個別的な賣業行商
に代る邦人の定着商業者の進出を、量的並質的に強化した。歐洲戦争の

勃発と共に欧州方面の物資輸入が杜絶した爲め、本邦商品の目覺しき進出を見て、之に附隨して輸入業者の店舗創立、大貿易會社の支店設立を見た。大戰終了と共に欧州諸國より商品輸入の復活、不況による購買力の減退等により、輸入業者の一部は引揚げ、店舗を縮少したがこれらの輸入業者の従業員の多くは小輸入業者又は小商業者に轉化し、小賣商は倍加した。その後不況時代に入つたが、昭和五、六年頃より低廉なる邦品の輸入激増と共に、在留邦商の数は更に増加した。この間邦人商業者は明治四十一年の辰辰事件以来屢次の華僑排日貨に虐げられつゝも、その苦難の中に邦商の実力は成長し、侵々乎として華商の努力圏に及んだのである。

比律賓に於ける邦人のマニラ麻栽培事業は次第に確固たる地位を獲得し、邦人の自由移民としての渡比は時に消長はあつたが、増加趨勢を示した。これと並んで大正時代に入つてからは、馬來半島の鉄鉱採掘業を中心とした邦人企業

の進出に伴ひ、同方面への邦人渡航者於年々増加した。明治三十二年以降昭和十二年支那事變勃発迄の間、これに算地方へ渡航した邦人は、比律嶼（ブアム島）を合して四八九。名、馬來半島一〇、九〇。名、蘭印六六八八名である。

南洋各地在留邦人中、最も多数を占めるものは比律嶼で、昭和十三年十月現在で二五七七六名、次の内一八〇〇。人はダバオに在住してゐる。これに次いゝは蘭領印度、英領馬來で、前者が六四六九人、後者が九五九〇八人である。

南洋方面在留邦人職業別 昭和十三年十月一日現在

計	國別業別											
	比律賓	蘭領東印度	英領馬來	北ボルネオ サラワク	英領印度、ビルマ セイロ	タイ國	佛印	香港	澳門	臺灣	新西蘭 大群島諸島	グワム鼠
四四、三四四	二五、七七六	六四、六九	五九、〇八	一四、九四	一四、〇〇	五三、三	二五、四	五七、〇	一四	一八、九六	六二	四四、三四四
六八、六八	六、三六六	一四、二	一六、八	二、二	一、三	七				四八	二	六八、六八
三、七七〇	一四、六六	四、〇三	一、〇一九	二、七七	一、五					五九、〇	一	三、七七〇
八一	一四	七	六、〇									八一
三四、八七	一五、一六	二、一〇	二、四九	二、〇七	六、八	一、二	七			二、四	七	三四、八七
七、三〇七	三、六四一	三、一九〇	一、〇六八	一、四一	四、一九	一、〇〇	三、一一			三、三三	九	七、三〇七
五、五	九、七	三、一	五、二	一	三					三、三		五、五
一、〇六八	二、六一	一、八〇	三、三三	二、五	九、五	六、〇	八	八、五	二	二、〇		一、〇六八
五、三二	一、四五	七、五	一、八三	一、一	三、〇	三、二	二、八	九	一	三、七		五、三二
六、六一	四、八四	七、三	五、七	一	五		三	一、三		二、六		六、六一
二、〇、七六	一、三八七六	三、一六九	三、八三九	六、二〇	六、五六	三、三八	八、八	一、四四	一、〇	四、〇四	四、二	二、〇、七六

この職業別に見ると、農業、商業、工業及水産業に於て何れも比律賓が第一で、水産業では馬來商業は蘭印が二水に次いでゐる。南洋方面に於ける邦人全有業者中では、農業及商業に従事するものが大々有業者総数の約三分の一に相当してゐる。特に比律賓に於て農業者が有業者中の半数を占めてゐるのは、全くダバオに於けるマニラ麻栽培に従事するものが有力であることに基く。比律賓以外では商業者が何れも最高位にある。比律賓に工業者が多いのは、大エヤ邦人經營の製材業が多い爲めであり、鑛業者は英領馬來の邦人經營鑛山に關する者に殆ど限られる。最後に注目を要するのは水産業者である。濠洲水曜島近海の眞珠貝採取が既に明治二十年頃から進出したのと異り、外南洋に於ては大體昭和に入つて有力となつてゐる。比律賓のマニラ、ダバオ、サンボアンガ、ホロ、英領北ボルネオのタワオ、馬來の新嘉坡、蘭領ではバタビヤ、スマトラのサバン、バタン、セレバスのメナド、マカツサル、ハルマヘラのデルナテ、ブートン島のブートン、コバルール島に近イドボ等が主要根

據地である。陸上と異り公海上の漁業は極めて自由である點から、我が南洋群島のパラオを根據地とし、アラフラ海に蝶貝採取に出漁するもの昭和十三年頃には一七〇隻を越え、凡そ一〇〇〇名に達し、その漁獲高約四百万圓に達した。又鯉鰯漁船の比律賓近海、赤道及流帶附近等への出漁は昭和十五年には八〇隻に達し、漁獲高六百万圓を示した。次に南方に根據地を設けて經營せる邦人漁業の戦前に於ける概況は左の如くである。

大東亞戦前の我國南方漁業概況

地域別	主たる漁業	日本人業者	主たる根據地	生産高
比律賓	鯉鰯、打糠網、追込網	一、一六〇人	マニラ、ダバオ、サンボアガ	八、〇〇〇、〇〇〇圓
英領北ボルネオ	鯉鰯、鰻鰻	四〇〇	シヤミール、バンギ	一、〇〇〇、〇〇〇
英領馬來	追込網、兼網、吹貝	一、〇〇〇	シヤゴホール	三、〇〇〇、〇〇〇
蘭領印度	遠近網、鯉鰯、吹貝	四九〇	バタビヤ、マカッサル、メナド、サバン、パタン、ブイトン、アンボン、トボ	一、五〇〇、〇〇〇

南洋は我が版圖の南方に隣接し、邦人發展の總好の地域であるに拘り
ず、南洋に於ける在留邦人は大東亞戰爭勃發前に於て僅かに約四万に過
ぎず、南洋華僑の七百万に比較して、又地球上本邦と對蹠點にあるブラ
ジルに於ける邦人が二十万を越えてゐるのと比較しても、餘りにその僅
少なるに驚かざるを得ないのである。これは依康且豊富を原住民及支那
人苦力の労働の存在することと一主要因であるが、その外、南洋が白人
の植民地群であり、これ等南洋各國の政策が邦人の拓殖参加を觀望しな
い態度が濃厚であつたことも邦人發展上の一大障礙であつた。佛領印度
支那の如きは其の最たるものであるが、比律賓、英領馬來に於ても土地
獲得が甚だ困難となつて來てゐた。蘭印では昭和八年には入國會を改正
し、同九年には營業制限令を發布して邦人營業權に干渉すると共に新た
なる企業進出を阻止し、更に同十年には外國人勤務條令を制定して邦人
従業員の渡航は著しく困難を加へた。比律賓に於ける土地法を楯とする
邦人排斥は既に古くからの懸案であり、最近では又移民法を發布して、直

接邦人移民を年五百人に制限した。これは又南洋方面に至る我が移民に
対しては、ブラジル移民や滿洲開拓民の如く公然之を援助し、保護し、
監督することを得ない状態にあつた。我が政府として全面的且組織的な
援助の下に、大量移民を送出した例は南洋に関する限り、未だ一回も存
在しない。又在留邦人の生産物に対してすらも、他の輸入品と同一取扱
をなし、保護助長に關し大なる考慮が排はれなかつたのである。次に従
来我が國民一般の南洋に対する関心が比較的稀薄で、その認識の程度も
意外に浅いものであつたこと等も大いに原因してゐる。又、日本と南洋
との距離が近く、往復が容易であるといふ點が、一方に於て好都合の條
件を與へてゐるが、他方に於ては定着性を乏しくし、邦人の發展に影響
を及ぼしてゐることも事實である。

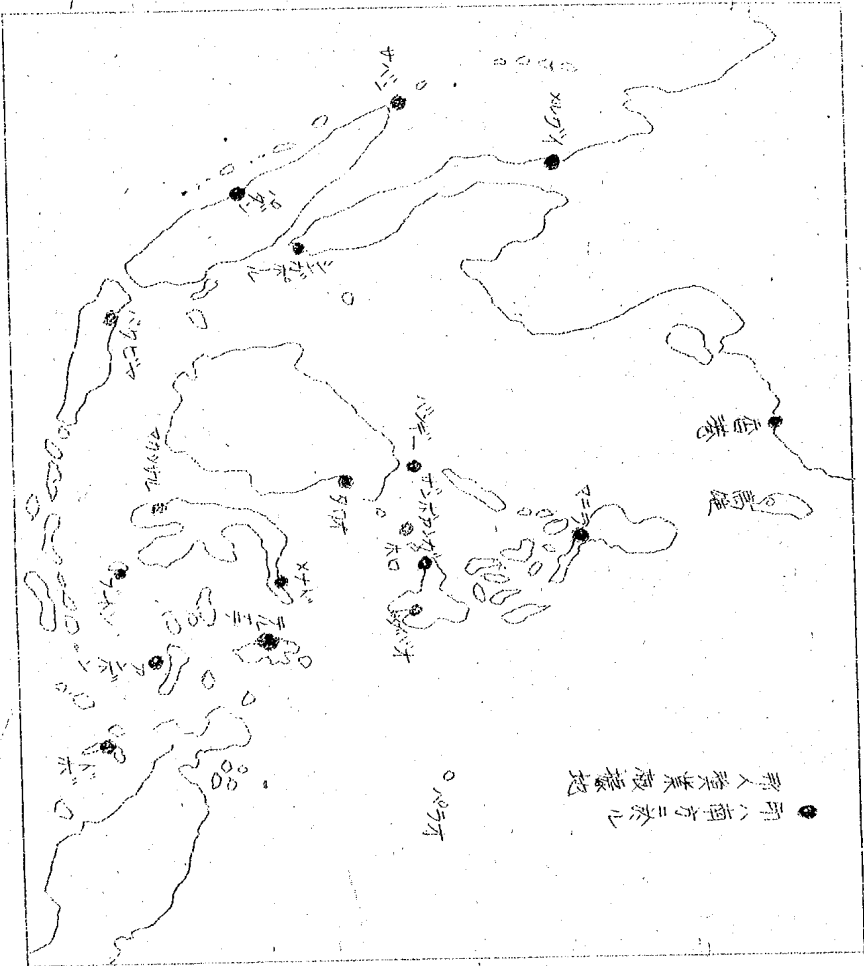
自明治三十二年
至昭和十二年
南洋方面本邦移民渡航者員數表

年次	比律賓 ガバ アム 渡渡地	英領馬來 南洋羣島	蘭印	香港 澳門	菲律賓 サマ ワラ	英領印度 南洋羣島	仰光 タイ 園	澳洲	英領 大洋洲	佛領 カ リ ド ロ ア	英領 フィ リ ピ ン	佛領 タ ヒ チ チ 島	其他 南洋羣島	計
明治三十二年	一二	三二	三六	五〇	—	六	一六	—	—	—	—	—	一六六	
同三十三年	五	四八	三〇	三六	—	一〇	一〇	—	—	—	—	—	一四八	
同三十四年	八	二八	三六	四八	三	四	八	—	—	—	—	—	五五四	
同三十五年	七七	二一	七二	五〇	—	—	九	—	—	—	—	—	三九三	
同三十六年	二一五	三六	二二	三三	—	二四	一六	—	—	—	—	—	三三八〇	
同三十七年	六九三	五七	一一	一一	—	—	四	—	—	—	—	—	三二九九	
同三十八年	四三七	三五	三六	一一	—	—	一〇	—	—	—	—	—	一一九二	
同三十九年	七一	三九	四一	一九	六	—	四	—	—	—	—	—	三二〇	
同四十年	一七六	五九	三五	三四	—	八	一九	—	—	—	—	—	三四〇	
同四十一年	一四三	七六	五三	一八	—	—	一三	—	—	—	—	—	六六五	
同四十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
同四十三年	一七〇	五八	三九	三三	五	二	一九	—	—	—	—	—	三五六	

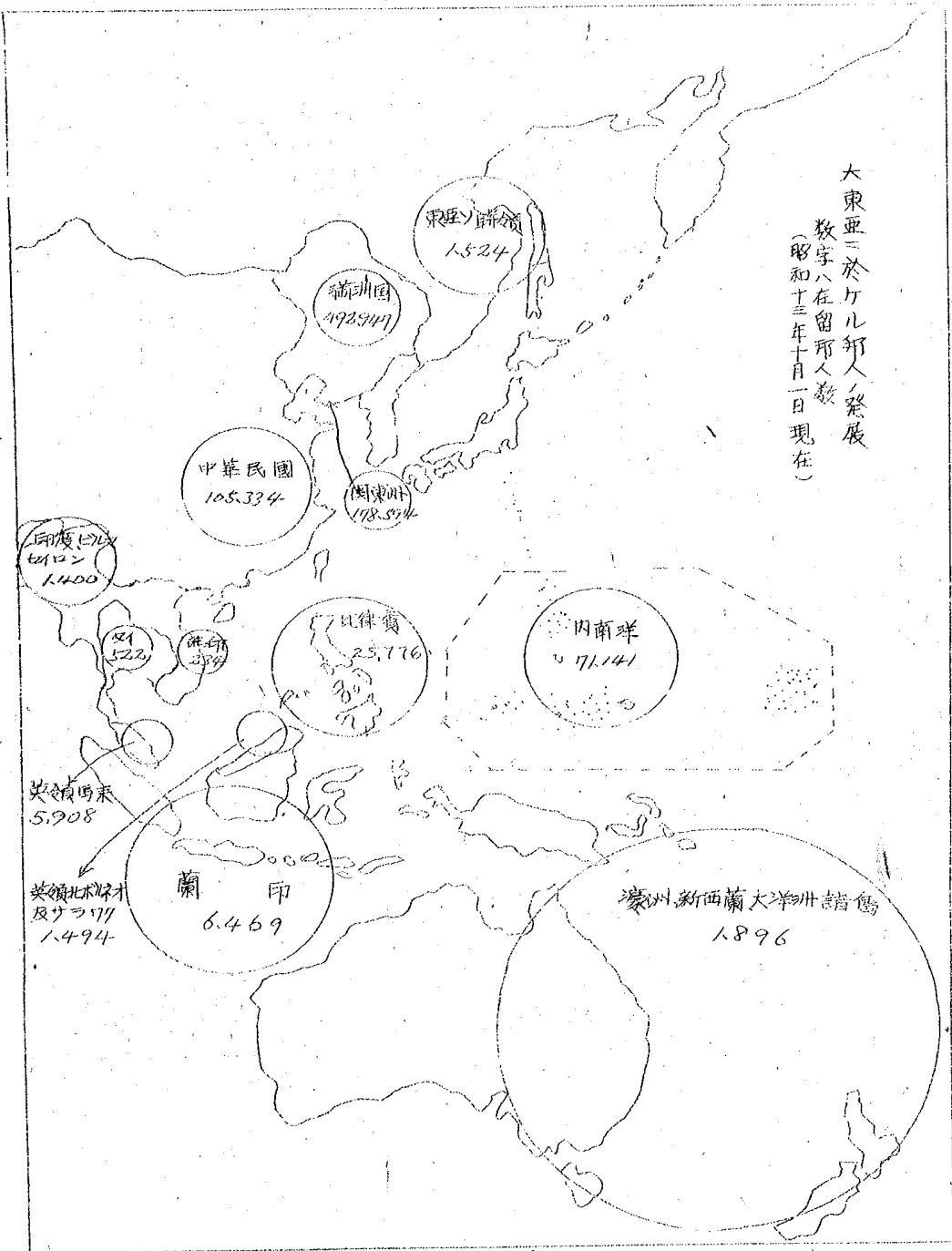
年次	明治四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
比洋貨	三九六	五九六	六八九	九三〇	七八二	四六八	一〇三九	三七一〇	三〇四六	九三八	四一一	四一五	一八九
英銀馬米	八二	一六	三八六	三三八	二五〇	二三五	三三四	五六〇	四一三	三四三	三四〇	二二四	一七一
蘭印	四九	七六	九一	一九二	一七五	一一五	一八五	三二〇	一四六	一一八	一八六	一三〇	九〇
德印	三〇	—	三四	—	七	二六	二八	三六	一九	九〇	一〇五	四六	三五
英銀北	—	—	一八	—	—	八	一五	三六	七八	八	一〇	一八	一一
英銀印度	二	—	三五	三三	—	一六	二六	四六	四二	四五	三三	三四	一〇
佛印	二六	三六	三一	一〇	一二	一六	一二	三	三七	一〇	一〇	一四	六
タイ國	—	—	—	二	一	二	七	二	五	五	三	四	—
蘇州	八	六	六	一七	一九	一〇	二〇	二九	四一	一四〇	一〇五	九九	二二八
英銀嶺	一八二	—	一三〇	六五	七七	二二	六	五三	一八	五二	—	三	—
佛銀三	一〇一五	三四二	—	五八三	二六三	四	二	—	—	一一	—	—	—
英銀嶺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佛銀	一三七	二二二	—	三〇	九九	二	—	—	—	三二	—	—	—
英銀嶺	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二九三七	二二八五	二四四二	三一九二	三六三〇	九三六	一七六八九	四一七九	三六三八	六九〇八	二二〇七	九八〇	七四一

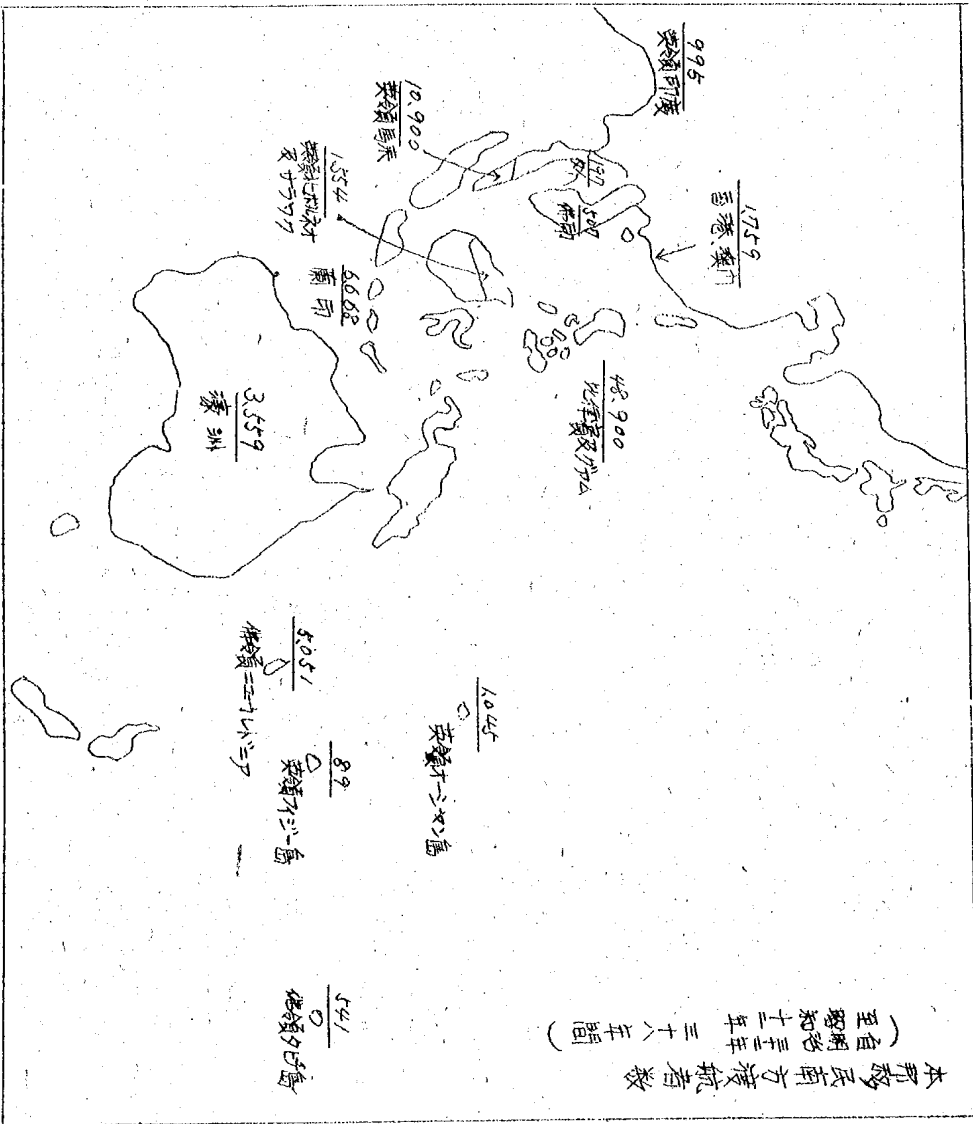
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天 同
十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年	十四年	十三年	廿三年
一八〇二	一五四〇	九四一	七四七	二〇九	二六八	四五三	三〇七七	三六六〇	三一九七	一六三五	五四八	四四九
六三五	五九八	三三二	三五六	五四九	八三五	五一三	四二〇	四七五	四〇二	四三七	一五二	五七
三八九	三五六	四六八	五三三	四四七	五五八	五〇七	一九一	二四八	二二六	一六九	七五	八一
一九三	一七	七三	四六	六三	一〇〇	四九	三六	一九	三七	一九	二二	二五
二三〇	一七四	一三三	六四	五八	九七	三〇	一〇六	三四	八三	五	六	二六
四〇	四三	四七	八三	一〇六	七一	五三	一六	三九	二七	三六	一七	三六
一八	二二	二五	七	一五	一八	二二	六	四	六	四	九	二七
三四	三五	一一	五	一〇	七	三	四	一一	五	四	一	一
九二	一〇五	五九	九二	三四	七五	二七七	二七〇	一三九	一三九	二五〇	一一二	九四
	四	二	六	八	三〇	一七	五	三	九			
	一		二	一		四	九	四	三	一		六
		四	一		四							
一三四一三	三九八五	二二〇八七	二六九四四	七三四一六	四四九〇	六〇〇九	三一四〇	三六三六	三一三四	五五六〇	九三三	七三八

年次	昭和十一年	昭和十二年	合計
比律賓	三、八〇九	三、八七六	四、九〇〇
英領馬來	五三九	四四〇	一、〇九九
荷印	一四四	一三一	六六八
暹羅	一八	五〇	一七五九
英領北婆羅洲	一三四	一七八	一、五五四
英領印度	一七	一三	九九五
荷印	一一	六	五〇七
タイ國	一〇	三二	一九七
蘇州	三三三	三二七	三、五五九
英領南洋羣島	—	—	一〇四五
英領南洋羣島	—	—	五〇五一
英領南洋羣島	—	—	八九
英領南洋羣島	—	—	五四一
英領南洋羣島	—	—	一一五
計	四、九九九	四、九四三	八、〇八五



大東亞三於兀儿邦人發展
 数字ハ在留邦人数
 (昭和十三年十月一日現在)





第一節 比 律 賓

明治三十五年以前の狀態

近年我が移民の目的地として南米に次ぐものは南洋の比律賓である。比島は他の南洋諸島に比し、我國とは地理的に最も近接してゐるので、西國間の交通も最も早く開け、足利豊臣時代に於て既に相當頻繁な交易が行はれ、徳川初期の慶長年間には今マニラ市外に日本人町が作り、約三千人の邦人が在住したと云はれる。その後徳川幕府の鎖國令のため、關係は中絶し、明治期前半に於ても兩國の關係には殆んど見るべきものがなかつた。

明治二十二年菅沼貞風が比島に渡つて邦人發展のための警鐘を叩き、同二十五年には佐野常樹が榎本外相の旨を受け、廣く各地を跋渉した。邦人のこれに対する移住發展を策せんがためである。明治二十九年には比島に留邦人十五人、同三十一年にはマニラに二十二人、イロイロ市に二人、この外領事館に登録せざるものが若干あつたに過ぎない。日本の方で比島に

対する發展を策しても、領有國スペインがこれを好まなかつたのである。
然し明治三十三年米國領有後島内の秩序漸次安定すると共に、邦人の渡来
も次第に増加し、三十四年に二百十五人、三十五年は三百七十五人の邦人
渡来者があつた。

ベンゲット道路工事

米國は比島領有後間もなく夏季の首都及避暑地として選定せるバギオに
通ずるベンゲット道路開鑿を計画したが、當初使用せる比島人、支那人勞
働者を以てしては、その完成容易ならざるを見、一九〇三年六月新たに
工事主任に任命されたケンノン少佐は忍耐強く勤勉する日本労働者の力に
依るの外なしとして、日本労働者の移入を決意し、マニラの日本領事館に
邦人労働者の供給につき斡旋方を依頼した。これは同年六月米國移民法が
比島にも適用するに至つた直後のことで、同少佐の非常なる決意に基く
ものであつた。茲に於て我が領事は神戸渡航合資會社代理人稻葉卯三郎氏

を推薦し、同氏とケンノン少佐との間に大要左の如き契約が成立した。而してケンノン少佐は米國移民法の比島実施直後なることを顧慮して同契約は特以口約で結ばれたといはれる。

需要總人口

一、〇二二人

内訳 人 天（日給米金六二仙）

九〇〇人

石 工（同 一弗）

一〇〇人

人 夫頭（同 一弗二五仙）

二〇人

通 訳（主任月給九〇弗、助手同五〇弗） 二人

一、雇傭期間 工事完成迄一ケ年

一、労働時間 毎日十時間

一、食料、宿舎、医薬は官費支給

一、ベンゲット州に於ける道路改築工事に従事すること、十五哩の道路を

日本人、支那人及び律賓人労働者の三者に各五哩宛分割担当せしむ。然るにケンノン少佐と契約を結んだ神戸渡航會社は大量移民の輸送を實

施し得ず、遂に海外渡航會社及帝國殖民會社に之を委託するの已むなきに
 至つた。一度ベンゲツト道路工事の報が傳はるや、當時本邦に於ける十數
 の移民會社は競つて勞働者の募集を引受けんとし、代理人をマニラに派遣
 して移民爭奪戦を演じ、其の間種々の暗闘が行はれたので、我が當局は移
 民輸送に關して割當制を定めて之を許可した。右の道路工事の他、之と同
 時にマニラ鐵道會社に於ても日本勞働者を入札んとし、フオートマツギン
 レー兵舎の建築工事に要する大工の注文等もあつて比島行移民は盛況を来
 した。明治三十六年秋以後明治四十一年迄に渡比せる本邦移民の統計表を
 掲ぐれば左の通りである。

比律賓群島渡航本邦移民統計表

取扱移民會社名	明治三十六年 渡航移民數	明治三十七年 渡航移民數	明治四十年 渡航移民數	明治四十一年 渡航移民數	計
廣島移民會社	1	53	1	1	53
関西移民會社	1	40	1	1	40

小兒移民商會	皇國殖民會社	山陽移民會社	森岡商會	三丸商會	防長移民會社	海外渡航會社	東洋移民會社	森島移民會社	東京移民會社	神戶渡航會社	中國移民會社	大陸殖民會社	帝國殖民會社
--------	--------	--------	------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

1	1	1	1	一六二	三二六	二九〇	1	一四三	1	一〇二	五二	三七	三五八
---	---	---	---	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	----	----	-----

二二	一三九	二四	四一	1	八〇	四六一	1	一四三	一三五	一九	1	一四	四五五
----	-----	----	----	---	----	-----	---	-----	-----	----	---	----	-----

三十八年

1	1	1	1	1	1	一	二六	一八	1	1	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---

四十二年
四十五年
自造

1	1	1	1	1	四〇	1	四二	1	1	1	1	1	1
---	---	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---

二五	二二	一三九	二四	四一	一六二	四四六	七五二	一二二	三〇四	一三五	一二一	五二	五一	八一三
----	----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----

合 計

一、四七〇

一、六二六

三十五年
四十年

四四一

三十五年
四十年

九四四

三、二七七

三六

道路工事完成後の移民分散

明治三十八年ベンゲツト道路工事が完成するや邦人移民の渡航は一級落
となり、加ふるに日露戦後あり、移民会社の廢業相次いで起り、三十八年
以降は既往移民は分散して、其の大多數はベンゲツト州を下つま、或は農
業労働者となり、或は鉄道工夫、大工、又は雜業に轉じ、新渡来者の数も
亦急激に減少した。

邦人のダバオ開拓

此時に當り比島開拓の先駆者たる太田恭三郎氏は予て将来ミンダナオ島の
南ダバオの地がマニラ島の好栽培地たるべきに着目し、三十八年ベンゲツ
ト道路工事の完成によつて職を失ひ各地に離散せる邦人労働者中の百八十
余名を率ゐてダバオに渡航し、前人未踏の原始林に最初の斧を振つてマニ

シ麻の栽培に着手し、之が今日邦人南洋發展の根據地となつてゐるダバオ開拓の嚆矢である。太田氏は初めダバオ州バゴの地に同志と共に公有地二百町歩を租借し、麻栽培を試みたるに成績良好であつたので、更に千余町歩の土地を得て太田興業會社を創立した。其後氏は蕃地開拓の指導者となつて辛酸を嘗み、搦尾經營に努めた結果事業も漸く其の緒に就き、爾後其の範に倣つて事業に参加する邦人が次第に増加した。氏は業半ばにして病の為に斃れしが、其の記念碑は今日ダバオ州ミンタルの丘上に建てられ、同地開拓の大恩人として日米比人の崇敬の的となつてゐる。

ダバオの邦人は法律の許す限り廣大な土地を得る為め法人を組織し、拂下又は租借の形式をとつて栽培に従事したが、麻の好況につれ漸次其の数を増し、大正七年と同八年頃の麻の好況時代には在ダバオ邦人約一万人、邦人會社五十數社を算するに至つた。然るに其後大正九年より始まつた第一次不況期に際しては帰國者続出し、大正十二年にはダバオの邦人数は僅かに二千七百人に減少した。同年度より麻相場漸騰するや、再び渡來者が

年々増加し、其後昭和四年末に始まつた第二次不況期にも年々幾分づつ減少を見たが、昭和十年より市価昂騰をついけ、渡航者も激増し、今次事変に及んだのである。

二十五年前にはダバオ麻の生産は全比島生産高の三分乃至五分に過ぎなかつたが、在留同胞不断の努力により逐年その産額を増加し、昭和十四年には比島生産総額一、三二八、七九七俵中七三六、〇六三俵へ五五、四〇〇を占めるに至つた。このダバオ麻の生産額の六割は邦人の手によつて栽培されてゐる。

邦人に対する圧迫

大正七年の麻好況時代に於て邦人の渡来者増加し、尚又當時邦人の南洋企業熱が盛んで、ダバオ方面に向つても投資を存すもの続出し、斯くて日本人の努力が次第に増大し、事業も着々成功するに至るや、比島側に於て日本人の發展に對し何等かの制限を加へんとする警戒心を起さしむるに至り、

既に此の目的で大正七年新土地法案が比島議會を通過した。之によれば官有地の墾下を受け、又は租借し得べきものは比人、米人並に比律賓又は米國法律に據り組織された法人で、其の株式の六割一分以上が比米人の所有たるものと限定されてゐる。同法案は米大統領の承認するところとならなかつたが、翌年其の修正案が可決され、同年十一月遂に其の實施を見るに至つた。

然るに當時の邦人諸會社は土地の租借又は墾下の出願より許可迄に相当の時日を要するので、許可を待たず開墾栽培に従事してゐるものがあつて、總數六十数社の中、正規の手続を終らぬものは其の半にも達せず、他の一半は新土地法によつて租借墾下共に許可されないこととなり、既に開墾せるものも放棄せねばならぬ窮地に陥つた。茲に於て在比日本官民は協力して既得權益の擁護に當り比島政府と折衝の結果、大正八年十一月二十九日以前の出願に係る租借は之を許可し、墾下出願の分は租借に変更すれば之を許可するといふことに修正された。兎に角之によつて邦人の既得權を

擁護することを得て邦人事業の基礎に安定を與へた。

其後日本人を被使用人とする所謂バヤオ制度と稱する請員制度の便法によつて邦人の農地入耕が行はれてゐた。近年迄土地法勵行の声は幾度か挙げられたが、其の都度其の即時嚴重施行は日本人農耕者のみならず、ダバオの發展にも不利なることを認識して、比島當局も極めて妥協的態度に出で問題は悪化に至らずして済んだ。

然るに昭和九年七月比島憲法起草委員會に於てダバオの日本人問題が論議せられ、折柄獨立問題を契機として、民族意識作興の具に利用せられ、一帯排日紙の喧傳と相俟つて全島に反響を呼び起した。之に於て政府當局も漫然事態を熟慮し得ざる立場に迫られ、昭和九年十二月調査団をダバオに派遣し、翌年二月にはワドリゲス農商務長官自ら出馬し、實地調査を行ひ、其の結果ダバオに於ける不法租借、拂下及ホームステッド取消の命令が總督の名により行はれた。之によつて取消された件数は二百件近くに達し、それらは比島官吏、前官吏又は其の妻女並に一般比島市民の申請地に

迄及び其の相手方には多数の日本人が含まれて居り、之が爲め邦人は勘
からざる打撃を蒙ることになった。其後多年比島當局と折衝を重ねられ水
たが、本問題は未だ最後の解決に至らずして大東亞戦争の勃発を見るに
至った。

在比邦人状況

比島に於ける邦人は昭和十三年の状態に於て見るときは、タバオの一
万五千の外、マニラに約五千、其他に約五千、總数二万五千餘に達し、
全南洋在留邦人数の五割以上を占めてゐた。職業別を見ると農業が有業
者總数の四八・六%を占め、六・二七六八、商業が二〇・四%の二六四一人、
工業が一・七七%の一、五一六八、水産業が一・三%の一、四六六八人となつて
ある。

邦商はその源流を一部は前記の道路工事の労働者に端を發し、タバオ
の邦人麻栽培事業に附帯して同地方の主として日本人相手の商人が密集
すると共に、マニラ、セブ其他の都會地にも發展した。近年に於る邦品

の進出と、邦人の小賣業者も著しく進出し、^{三三}従
来比島經濟界に不動の地位を占めつゝ、あつた華僑の地位をも脅かし
つゝ、あつた位である。而して事ある毎に行はれた華僑の日領排斥は、
溜まされ来たことは、馬來、蘭印に於ると同様である。

マニラ、ダバオ等を根據地とする本邦漁業者は昭和十三年に於て約一
千五百名を算したことは前記の通りであるが、その近代的漁法による漁
獲量は莫大で、その發展振と著しいものがあつたが、昭和七年比島政府
は原住民の漁業を保護奨励する爲め、邦人の發展に不利な漁業法を制定
した。然し邦人漁夫の支援がない限り比島の漁業の發展は望めない状態
にあつた。

第二節 英領馬來

明治四五年頃から娘子軍は新嘉坡あたりにもその姿を現はし、同地方の初
期の邦人はこの娘子軍に附隨して發展したといはれる。

英人が馬來半島に護謨の栽培を開始したのは明治九年であるが、邦人

としては笠田直吉なる人が明治三十五年英領馬來に於て新業に着手したのが邦人栽培企業の嚮導とされる。然し邦人護謨企業が本調子に初まうたのは日露戦争終結後であり、爾後急速に發展し、明治四十四年に於て、ジホール州を核心とする邦人經營の護謨園七九を算し、その面積八万英畝餘に達した。大正六年先づペラ州が護謨用地拂下制限令を定め、間もなく全英領馬來に波及し、五十英畝以上の土地拂下は許されず、土地の賣買も禁止され、こゝに邦人の英領馬來に於ける栽培事業への参加はともくも阻止され、蘭印が新しい企業舞台として登場したのであつた。然しその後、於ても護謨栽培は邦人企業の大宗で、その投資額は最盛時の一億円に及ばないとしても今次戦争前に於て約八千万円と推算された。

明治四十年頃から護謨企業が勃興するにつれて邦人の渡航する者がつぎ、且仲継貿易地としての新嘉坡に於る各種商品の活潑なる動きは邦品の進出を増加せしめた爲め、更に又邦人鉄鉱業の進出に伴ひ、邦人の渡航するもの相次いで増加した。

戦前略々六千名に近い邦人の中その過半は新嘉坡を中心として在住し、その残餘はジョホール地方を始めとして護謨栽培事業と鑛山事業に携つてゐた。馬來の鉄鉱は殆ど邦人の採掘經營に係るものであるが、鉄鉱の外に、滿俺、ホー×サイト等の採掘にも従事してゐた。

水産業は今次事変迄は邦人が馬來の斯界を牛目つて居り、昭和十年には邦人漁夫千六十二人に達したが、事変後相次ぐ各種の制限束縛を加へらるゝに及び遂に凋落の一途を辿りつゝあつたものである。

昭和四年以来の國際護謨減産協定の成立の前後、南洋全体に亘る護謨企業に対する深刻なる打撃は、邦人にして帰朝するものを繰出せしめた。其後漸次護謨企業も持直すに至つたが、二百万に近い馬來華僑の事ある毎に行ふ排日運動或は第二次歐州大戦の進展に伴ひ、半島の戦事体制が益々強化されるに従ひ、在留邦人に対する制限と障礙は愈々倍加し、これが為め在留邦人の窮迫の度は日を追つて増加しつゝあつたのが戦前の状態である。

第三節 英領北ボルネオ及サラワク

英領北ボルネオに於る邦人の發展は近年特に顯著なるものがある。邦人の事業は水産業と栽培業に分れ、何れもタワオを中心として經營され、これが為め曾ては一寒村に過ぎなかつたタワオが新興都市として飛躍的發展を遂げ、第二のダバオと稱されるに至つた。水産業はボルネオ水産會社が經營してゐる漁業及罐詰製造である。栽培事業の双壁をなすものは日産護護園と三菱系のタワオエステートである。英領北ボルネオの在留邦人数は昭和十三年十月現在に於て一千三百餘名であつた。

英領北ボルネオは事変前迄は、蘭印と異り、邦人の努力に敬意を拂ひ比較的邦人を歡迎した地域であつた。

サラワクに於る邦人の事業は、日沙商会の護護栽培事業と山下護護園で、在留邦人は百數十名で、その大部分はクケン市地方に居住し、殘餘はミリ及び其の附近に在住せるものであつた。日沙商会の事業は、我國南洋開拓の先驅者故依岡省三氏の遺志を継ぐと

ので、明治四十三年同氏がサラワクに赴いて、土地を踏査し、同國內に
一万英反の租地を願出たるに始まる。同氏は帰途風土病に冒され、不幸
にして翌四十四年京都で歿した。

第四節 蘭領東印度

南洋に於る邦人發展の先驅をなした娘^ス軍の進出は蘭印方面にも見られ、明治の末期に至る
迄に蘭印のみにも千五百餘名を算へるに至つたといはれる。明治二十四年頃、既に爪哇の
バタビヤで貿易に従事してゐた邦人があり、それより稍々後に至ると各
地に漸く邦人の姿を見え、蘭領印度に於る日本人の活動が幾分目立つ
て来たのは、日露戦争以後のことである。然も此水が愈々汚濁となり、
各種栽培事業の勃興を見るに至つたのは、第一次歐洲大戰終結後のこと
に属する。

明治三十四五年頃迄は、日本人は支那人と同様に取扱はれ、文明人と
しての待遇を受け得なかつた。支那人居住地外に居住も出来ず、旅行し

ても官吏や高級旅行者を除いては支那人旅館以外には宿難出なかつた有様である。曰露戦争後に於ても邦人に対する蘭印官憲の態度は、屢々明朗なりやるとのがあつた。

曰露戦争後売薬行商の黄金時代の波に乗らば渡航するものが続出した。これが小資本を貯へて曰用雜貨の小売商となり、日本内地商業者との隔から次第に進出し、年と共に在留者の数も増加した。が大正初期に至る迄は著しい發展は見るに至らなかつた。次で第一次歐洲大戦の勃発は在留邦人の飛躍的發展を齎らした。これより邦人の商業貿易的活動は著しく、之に呼応する大資本企業の移駐と、その従業者の渡航するものが漸次増加し、その数は年々約四百名に達した。従来英領馬來に限られてゐた各種栽培事業が蘭印に進出し来つたのは此頃のことと、その後消長はあつたが、逐年邦人の事業と実力とを整備、充實、強化して今次の戦争前に及んだのである。戦争前に於る蘭印邦人商業関係者の約三分の二は前記の時期に入國したといはれる。

在蘭印邦人本業者は昭和十三年度調査では總數三千三百人中、商業者
約二千二百人を占め、比律賓の原始産業従業者が圧倒的多数なると対蹠
的傾向をなしてゐる。

蘭印は日本商品が進出し、日本の新なる企業投資が旺盛となつた昭
和八年頃から、日本を目標とせる各種の制限令を發布するに至つた。

即ち昭和八年の外國人入國制限令、昭和九年の營業制限令、昭和十年の
外國人勤勞制限令及び昭和八年以降各種品目に亘つて制定された非常時
輸入制限令等がそれであるが、中でも前二法令の制定によつて邦人従業
員の入國は著しく窮乏となり、渡航上妨からざる障礙を来し、邦人の進
出は困難ホものとなつてゐた。

外國人入國制限令は、昭和九年一月より實施されたもので、それは總
督が前年末日に於て、翌年度に入國を許可すべき外國人の總數を決定し、
これを十五群に均等分して、これを各國別の入國許可割當とする制限令
である。入國總數は當初一万二千人と決定せられ、各國割當は八百人と

されたが、昭和十五年總数を一万人に限定し、各割當は六百六十人
に制限した。然し、實際はこの外、外國人勤勞制限令の適用の結果、従業
員として新たに蘭印に入國し得る邦人数は、近年の平均は一年約百五六
十名に過ぎない状態であつた。

外國人勤勞制限令は、昭和十年八月より施行されたもので、その目的
とする所は、知識階級に屬する歐洲人へ日本人は歐洲人として待遇を受け
てゐた一の勤勞の爲めに入國するのを蘭印政府の裁量により實に於て制
限せんとするものである。本令は歐洲人以外、例へば支那人には適用さ
れず、この適用を受ける一般歐洲人は實際左程の入國数を見てゐないの
で、結局日本人のみが制限を受けることになり、在留邦人の事業發展乃
至は企業經營に非常なる打撃を齎らした。

昭和十三年十月現在の蘭印在住邦人は六四六八人であるが、その内四
五〇八人はジャバ島に集中し、他の約二千名は外領に散在、内八四七人

はスマトラ島に居住してゐた。ジャバ島の邦人の大多数はスラバヤ、バ
タビヤ、サマラン等の各大都市を中心とし、廣く輿地に亘り商業に従事
し、在爪三百と称せられる日用雜貨取扱の小売商は特色ある存在とな
つてゐた。中部及西部ジャバでは会社、個人経営の農園があり、その内
中部ではサイザル麻、護謨、甘蔗、ココ椰子、花苧、蔬菜等を、西部で
は護謨、茶、珈琲、ココヤ、檳榔等を栽培してゐた。

蘭印に於る邦人の栽培事業地はスマトラ島に集中してゐる。同島に於
る栽培事業地は東海岸川に多し、北部及南部地方に分散してゐるもの
も尠くない。主として護謨と油椰子の栽培に従事してゐた。同島に於る
邦人の商業は南部のパレンバンと北部のメダンを中心に行はれて状況を
呈してゐたものである。

蘭領ボルネオでは護謨の栽培に従事するものが最も多く、同農園数は
約四十に及んでゐた。高同領東海岸サンクリラン地方ではラワン材の伐
採も行はれ、パンジセルマシオン、ランタオ等では邦人小売商が商業に

従事してゐた。

セレベスの北部メナドを中心とするミナサハ州及び同島南部の商業都市マカッサルも亦邦人の有かなる發展地であつた。同島では漁業に従事する邦人最も多く、之に次ぐものは椰子栽培等及小売商業であつた。北部のビートンと南端のブートンを根據地とする邦人漁業は特に鱈漁業と真珠の養殖を以て有名であつた。

ニューギニアに於る邦人唯一の事業として南洋興業会社はサルミ地方の農場で八百町歩の棉作を行つてゐた。

蘭印諸島東端に近きドボ島は人口僅かに約千五百に過ぎないが、その内邦人百人を超え、同島の主要産業たる真珠及コブラの採取は殆ど邦人の手で行はれてゐた。

第五章 滿洲開拓民

第一節 滿洲事変前の状態

一般邦人の滿洲に於ける活躍は日露戰爭以後であつて、明治三十五年一月には全滿で一、九〇二名であつたが、戦後の明治三十八年九月には五、一五名に達し、翌三十九年南滿洲鐵道株式会社が創立せられ、同年末邦人現在数一、六六一三名、同四十年末三、七、八八五名に増加したが、大部分は会社員又は商人等で、農業者は極めて僅少であつた。

この間戦後の我が滿蒙政策は所謂滿韓移民集中論となつて、滿蒙經營の重要なことが強調せられた。即ち後藤伯はその滿鉄總裁就任に當り、滿洲に五十万の邦人移民を保有せんことを堅持し、移民を以て滿韓經營要務の第一とせるを始め、小村外相は明治四十二年二月第二十五回帝國議會に於て「日露戦役の結果帝國の地位一変し其の經營を行ふべき地域の拡大を見るに至りたるを以て、我が民族が隘りに遠隔の外國領地に散布するを避け、なるべく之を此の方面（滿蒙をさす）に集中し、其の結

合一致の力により経営を行ふことを必要とするに至りたり」と言明し、満韓の経営に意を注いだのである。然し當時は邦人の農業を試みるもの依然少く、偶々附屬地の農耕地を借り受けて農業経営に従事するものがあつても、一攫千金を夢みて渡満せるもの多く、最初より農業の経験を有せず、然も農業以外の他の目的を以てゐるものであり、その経営は動もすれば、不貞面目に陥り、或は土地を全く漢人に轉貸して不正を貪るものも少くなかつた。斯くして、日露戦争後滿蒙経営策として、滿蒙移民計画が屢々論議せられたるに拘らず、結局何れも失敗に帰し、滿洲事変前迄は何等見るべき実績を挙げ得なかつた。

然し滿洲に眞の意味に於ける日本人農業の勃興を見るに至つたのは大正初年以降である。即ち明治末年より大正初葉に亘り我が人口食糧問題は漸く重大となり、滿洲の農業経営は日本の将来に対し甚大なる影響を有する結果となり、同時に滿蒙に於ける邦人農業植民問題も極めて緊要なる研究問題となるに至つた。一方大正の初年は日露戦争直後の戦捷景

氣の反動があらはれ、整理緊縮時代となり、利権獲得熱が醒め、一部在住邦人の眼は地味な農業に向つて注がれ、水田熱が起り、農業経営特に水田経営を求めた。然し未だ計畫的、團体的邦農の移住計畫は行はれるに至らなかつた。斯くの如く、滿洲の経営が次第にその歩を進めるや、滿洲に日本人を定着せしめる基本的手段は対滿農業開拓民にありとなり、東亞的邦農移住計畫が滿鉄沿線に於ける除隊兵移民、関東州に於ける愛川村、大連農事会社移民計畫等として生れるに至つたのである。先づ大正二年滿鉄は始めて邦人農業の積極的援助に因する方針を確立し、鐵道附屬地を一の試験場と看做し、邦人農業者をして之を経営せしめ、その實際に於ける成績に徴し、滿蒙殖民問題の一資料となすべく、特に大正三年以降同六年に至る四年間に鐵道守備隊滿期兵合計三十四名に附屬地を貸與して農耕に従事せしめた。一方大正元、二年の頃、當時の関東都督福島大将は滿洲に邦人を定着せしめる爲め、種々調査研究の結果、関東州内に移住適地を求めて茲に州内農業移民計畫を樹立した。この計

晝は同都督後退任後の大正四年に於て実現を見るに至つたのであつて、同年金州附近に愛川村なる一村を創定して山口縣人を中心とした十九戸を試験的に入植せしめた。然し右の滿鉄移民及愛川村移民共に何れも殆ど不成績に終つた。その後昭和三年當時の滿鉄副總裁松岡洋右氏の「今日の悪化せる日支間の關係を打開する根本的方策は、土地に定着する日本農民の移植によるべし」との滿洲開拓日本農民依存の持論に基き、滿鉄は翌四年四月「内地人農家を關東州内に移住定着せしめる爲め、必要なる土地の收得分配、開拓民の募集扶植その他農業開拓民の安定獎勵指導に必要なる事業を經營する」事を主たる事業目的とする大連農事株式會社を設立、事業計畫として五千町歩の土地を以て、五百戸の邦人移民を入植せしむることとしたが、土地の買収、整理其他準備に時を費し、事業実施後幾何もなして滿洲事変に遭遇した。

斯くの如く過去に於ける我國の対滿移民は遺憾乍ら全く失敗の歴史であつた。その原因は主として、外部的には、滿洲に於ける土地權利の不

確實及び支那官民のあらゆる妨害によるものであり、就中、土地商租問題が永らく未解決の儘にあつたことは、我が対滿進展に致命的な障害を與へた。内部的には、移民の選擇を誤つたこと、即ち、素質不良にして農業に不真面目なものが多く、比較的人選の嚴重に行はれた除隊兵移民でさへ、一攫千金を夢見、射利的事業に没頭する當時の在滿邦人の一般的悪風に感染影響を受けたことが少くなかつた。その外、移住を奨励、助長、指導する方法に於て甚だ不徹底であつたこと、更に滿洲農業に対する邦人の無経験と研究の不足等が挙げられる。

斯様の次第で滿洲事變前に於て滿洲在住邦人数は関東州を含めて二十万人（関東州を除けば昭和六年十月現在十一万二千人）と称せられたが、その過半は滿鉄社員其他官廳の官吏及びその家族であり、その他多くは浮動的な商工業者であつて、移植民的意義に於て重要な農業に従事する定着的移民に至つては極めて少数で、邦人總数の約三〇%程度のものに過ぎなかつた。

第三節 滿洲事變後の開拓民

然るに昭和六年滿洲事變勃發し、翌七年滿洲國が創建せらるゝや、上記の諸障碍中少く其外部の障碍は除去せられ、對滿國策遂行上滿洲移民の重要性が認識せらるゝに至つた。即ち日滿不可分關係を基調とせる兩國の國策的見地より邦人農業移民の必要が強調せられ、拓務省は昭和七年初頭滿洲移民計畫大綱を草案し、第一期計畫として十箇年十万户送出計畫を樹てた。

次いで現地の諸調査、諸準備も済み同年十月特別農業開拓民四九三名を北滿三江省永豐鎮に入植せしめた。入植後の生活は全く苦闘具者であつて匪賊と戦ひ、土地と戦ひ、その建設の困難は言語に絶し、數からざる退團者を出した。その後第二次、第三次、第四次と連年集團開拓民を送り、昭和十年に至るまで約一八〇〇名を入植せしめた。

第二次移民團迄は所謂武装移民の時代であつて、第三次以降は普通の集團農業開拓民として入植した。而して第四次迄は毎年僅か五百名宛の

豫算が計上されたに過ぎず、その名称も「試験移民」と称せられ、政府の方針亦積極性を缺いたが、既往四年間の経験に徴し、その定着の確實性が実証せらるゝや、その試験的成果に鑑み、翌十一年始めて一千戸分の豫算が承認せられ、滿洲移民事業も茲に創始後五年目に漸く軌道に乗るに至つた。因に前記第一次、第二次移民は年齢三十才以下の既教育在郷軍人に限りたる爲め、既婚者少く、従て「家族移民」と言ふを得なかつたが、第三次以降は年齢の制限及既教育在郷軍人なる資格は漸次緩和せられたので、既婚者の割合も増加し、次第に家族移民の色彩を帯び来つたのである。

一方昭和八年第二次移民迄は滿洲國政府は殆どこれに関與せず、僅かにその治安部ののみが因果重と協力して入植並に入植後の經營に種々協力支援せるに止まつたが、昭和九年以降は滿洲國政府中央部に於ても積極的に邦人移民を奨励援助するに至り、爾來滿洲國拓民事業は頗る活潑となつた。

試行開拓民の成績良好なるに鑑み、昭和十一年には第五次開拓民として、二十名を送出したが、同年八月、時の内閣は滿洲開拓の重要性を深く認識し、之を要重國策の一項目として採用するに至つた。即ち三十箇年百方戸開拓民送出計畫を樹立し、翌昭和十二年度より実施された。その具體的送出豫定数は次の通りである。

第一期（昭和十二年度—同十六年度）	十方戸
第二期（昭和十七年度—同二十一年度）	二十方戸
第三期（昭和二十二年度—同二十六年度）	三十方戸
第四期（昭和二十七年—同三十一年度）	四十方戸

本百万戸計畫の實行機關として、昭和十二年六月、従来の滿洲國特殊法人滿洲開拓株式会社と日滿兩國籍を有する滿洲拓殖公社に改組し、之を監督機關として、滿洲拓殖委員会が日滿兩國の協定に基づき設立された。

一方翌昭和十三年度より滿蒙開拓青少年義勇軍の制度が創始され、集團農業開拓民と併行して、毎年多数の青少年が滿洲に送られてゐる。

斯くの如く滿洲開拓民は昭和七年以來実施せられ、其後着々と進展して来たが、こゝに滿洲國の急速なる發展と支那事變勃發後の東亞の新事態に即應する爲め、開拓政策に根本的な再検討が加へられ、昭和十四年十二月滿洲開拓政策基本要綱の確定を見るに至り、爾來滿洲開拓事業はすべて本要綱を基準として運営施策されることとなつた。同要綱の主要事項は、基本方針としては滿洲開拓政策が日滿兩國の一体的重要國策であり、殊に新大陸政策との關係に於て最も重要な点を強調し、且日本内地人開拓民を中核とする日滿不可分關係の強化、民族協和の達成、國防力の増強、産業の振興、農村の更正等がその指標なることを明かにしてゐる。

北滿の沃野に大和民族の移動が開始されてから既に十年を経過した。その経緯概略上述の通りであるが、滿洲開拓民の移住定着自体の中に多分に國防的意味が含まれてゐることは言ふまでもない。北滿一帯を占める滿洲開拓地が普通の移住地と異なるところは、實にそれが一衣帶水の彼

方に蘇聯邦を控へてゐるといふ点にある。滿洲開拓地は、それが土であ
ると共に壁であり、資源であると共に防塞である。同時に滿蘇國境四百
年の歴史的背景から見て、その壁、その防塞は長期の壁、持久の防塞で
あらねばならぬ。滿洲開拓地の重大なる特異性は実にこゝに存するので
ある。

主要参考書目

書名

- 海外移民問題の実際
- 日本移民概史
- 邦人海外発展史（上、下巻）
- 太平洋二千六百年史
- 海外交通史話
- 日本民族と海洋思想
- 南方発展史
- 南洋日本町の研究
- 日本の大陸発展史
- 昔の南洋と日本
- 日本海外発展史

編者

- 井上 雅二
- 海外興業株式会社
- 入江 寅次
- 海軍省有終會
- 辻 善之助
- 木宮 棗彦
- 壺山 專太郎
- 岩生 成一
- 高山 光壽
- 板沢 武雄
- 西村 真次

東洋史上の日本

八幡船戦倭寇

海の二千六百年史

拓務要覽

拓務統計

拓務省拓務局編調査資料

外務省通商局編移民地事情調査資料

海外興業株式会社小史

日本郵船株式会社五十年史

大阪商船株式会社五十年史

移民地事情

海外各地在留本邦内地人職業別人口表

海外在留本邦人送金額調査

日本帝國統計年鑑

志田 不動 啓

仲小路 彰

高須 芳次郎

拓務省

全

全

外務省

海外興業株式会社

日本郵船株式会社

大阪商船株式会社

海外興業株式会社

外務省調査部

全

内閣統計局

伯利西尔年鑑

在伯日本移植民廿五週年紀念鑑

南洋年鑑

荷洲開拓年鑑

世界年鑑

國際労働年鑑

農業年鑑

世界地理

世界地理風俗大系

日本地理大系

南洋地理大系

大南洋圖

南洋案内

南洋經濟研究

伯利西尔時報社

聖州新報社

南洋協會

荷洲國通信社

日本國際問題調查會

國際労働會

帝國農會

河出書房

誠文堂新光社

改造社

ダイヤモンド社

南洋協會

會

淺香泰起

ガバオ邦人開拓史

大東亞地政治学

地政学的世界現勢地図

南洋に於ける日本の投資と貿易

日本の人口と経済

安農植民政策

現代人種問題研究

海外移住

ラテンアメリカ研究

海を越えて

Bulletin of the Pan American Union

Industrial and Labour Information

Brazil, Resources, Possibilities, Development, Statistics

Ministry of Foreign Office,

Rio de Janeiro

松川 二郎

マックファーデン着金生喜造訳補

樋口 弘

野間 海造

加藤 俊次郎

松岡 壽 八

移民問題研究会

ラテンアメリカ中央会

日本拓殖協会

Pan American Union

International Labour Office

第二分冊及第三分冊正誤表

頁 行 正

第二分冊

二	九	不祥の語として
三	一〇	なすものもあつたが
四	二	鬼に角
六	二	真珠貝の採取
六	三	誘導された。我國最初の
七	一三	明治三十七八年戦役の……
九	八	を加へ來つた爲めに、
一	二	ウエン・リード
一	四	無償で供給し、
一	五	外務大臣井上侯
二	一	甘庶叔培移民
二	三	蒼皇として帰國し悪声を

誤

		不祥の語として
		なすものもあつたが
		免に角
		真珠貝の採取
		誘導された、我國最初の
		明治三十七、八戦後の……
		を加へ來た爲めに
		ウエン・リード
		無酬で供給し、
		外務省大臣井上侯
		甘庶叔培移民
		蒼皇として帰國し、悪声を

三四 一三

「...の止むなきに至つた。ヨリ時代に於て...」ニ續ク

三五 一二

「聯邦移民官の面前に於て...」ニ續ク

三五 六

「なつたが、ヨリ三五頁かに一年に限らる」ニ

三四 一二

第三分冊

二 七

全盛時代を現出した。通ずるに從て、

七 一四

する爲め。同年... 韓國人労働者を排斥

一七 八

曰加ル・ミユール、布哇への契約

二 八

養はれた 第二總會の 第二總會に 聯邦領土内

九六 一

九八 一

三五頁六行「その英領植民地

「...」ヨリ三四頁一四行

「...」ニ續ク

「...」ニ續ク

の聲が起るに及んで

潜水夫の外には優秀なる...

全盛を現出した。

通ずるに從て、

する爲め。同年...

韓國人労働者の排斥

ル・ミユール

在哇人への契約

養はれた

第二總會の 第二總會に 聯邦領土内

